

知立市議会出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市議会基本条例（平成25年知立市条例第28号）第18条第3項に規定する知立市議会出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 出前講座の実施を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学する概ね10人以上の者で構成された団体、グループ、有志等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類する諮問機関を除く。）とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、次に掲げるもののうちから申請者が選択するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の審査の経過等に関すること。
- (2) 議会の役割及び仕組みに関すること。
- (3) 議会の運営に関すること。
- (4) 議会基本条例に関すること。
- (5) 議会改革の取組に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議会に関すること。

2 出前講座を実施するときは、併せて市民との意見交換を行うものとする。

(講師)

第4条 出前講座の講師は、委員会の委員が行うものとし、出前講座の内容に応じ、議長が指名する。

(開催日時及び場所等)

第5条 出前講座の開催日時は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）の午前10時から午後9時までの間とし、概ね2時間以内とする。

2 出前講座の開催場所は、市内に限るものとし、申請者が用意するものとする。

(申込み等)

第6条 申請者は、出前講座の実施を希望する日の3週間前までに、知立市議会出前講座申請書(様式第1)を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、知立市議会出前講座諾否通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

3 議長は、前項の規定により実施の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の実施をせず、又は中止することができる。この場合において、既に受講の実施を決定しているときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) この制度の目的に反するものであるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が出前講座の実施を不相当と認めるとき。

2 出前講座の実施は、同一の申請者につき一年度当たり2回を限度とする。

(変更等)

第8条 第6条の規定により出前講座の実施の決定を受けた者(以下「受講者」という。)は、開催日時、開催場所その他の申請事項を変更し、又は出前講座の実施を取り消そうとするときは、速やかに議長に連絡しなければならない。

(費用負担)

第9条 出前講座の実施に係る会場使用料その他の実施に要する費用は、受講者が負担しなければならない。

2 出前講座の講師の派遣に係る費用は、無料とする。

(記録)

第10条 議長は、講師をして出前講座の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。